

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、監査役設置会社であり、取締役会および監査役により、取締役の職務執行を監督し、経営の透明性と健全性の向上を基本としてコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

経営の意思決定については、取締役会を最上位機関として適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としております。また、監査機能を強化するため、リスク分析に基づく内部監査の実施と財務諸表等、内部管理態勢への外部監査を実施しております。

取締役会は、取締役11名（うち社外取締役2名）で構成し、業務執行の基本方針・重要事項を決定するとともに、取締役が相互に監視・監督を行っております。

常務会は、取締役会から権限委譲を受け、代表取締役、役付取締役が、日常業務運営における重要事項について迅速に意思決定を行う体制としております。

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成し、監査役会で決議をされた監査方針や計画に基づき適正な監査を実施しております。また、取締役会には監査役全員が、常務会には常任監査役が出席し、意思決定のプロセスならびに業務執行状況の経営監視を行っております。

取締役、監査役の選任については、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」にて審議を行ったうえで、取締役候補者は取締役会決議を経たのち、監査役候補者は監査役会の同意を得て取締役会決議を経たのち、それぞれ株主総会で選任されております。取締役会の一層の活性化をはかるとともに経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期については、1年としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】

政策保有株式については、投資先との長期安定的な取引関係の構築や業務提携など経営戦略のため、その保有意義が認められ、当行の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、保有することとしております。

政策保有株式については、保有に伴う便益や資本コスト等にもとづく基準を定め、定量面および定性面から保有意義を検証し、定期的に取り締役に報告しております。また、検証の結果、保有意義が認められない株式については、売却を検討することとしております。

議決権の行使にあたっては、当行と発行会社双方の中長期的な企業価値の維持・向上など、総合的な観点から賛否を判断しております。

また、株主価値を著しく棄損する恐れがある場合やコンプライアンス上問題がある場合等には特に慎重に判断を行うこととしております。

【原則1－7】

取締役が当行との間で法令に定める競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、事前に取締役会による承認を得ることとしております。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示します。

【原則2－6】

当行では、京都銀行企業年金基金により、以下のとおり企業年金の積立金の運用を行っております。

・企業年金の運用に関する方針については、行内の運用・財務・人事等の専門的知識を有する人材で構成する資産運用検討委員会の意見を踏まえ決定することとしております。

・運用機関に対しては、運用実績のみならず、運用能力、リスク管理等を加えた総合的な評価を行っております。

【原則3－1】

(1) 当行は「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献することを基本的な使命とし、地域社会の皆さまに質の高い金融サービスを提供し、より一層信頼を深めていただけるよう努めています。第6次中期経営計画（2017年度～2019年度、名称:「Timely & Speedy」）においては、メインテーマとして「コンサルティング機能の発揮～つなげる～」を掲げ、お客様が必要とされるサービスを速やかに提供することで、お客様の期待に応える京都銀行を目指してまいります。詳細は、当行ホームページに掲載していますので、ご参照ください。（<https://www.kyotobank.co.jp/about/policy/index.html>）

(2) 当行は、監査役設置会社であり、取締役会および監査役により、取締役の職務執行を監督し、経営の透明性と健全性の向上を基本としてコーポレートガバナンスの充実に努めています。経営の意思決定については、取締役会を最上位機関として適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としております。

当行は、社外取締役2名を選任しており、経営の意思決定と業務執行に対する監督機能の強化を図っています。

また、監査役は員数の半数以上を社外監査役が占め、取締役会には監査役全員が、常務会には常任監査役が出席し、意思決定のプロセスならびに業務執行状況の経営監視を行っています。

このように、当行では、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

(3) 取締役の報酬は、役割や責任に応じて月次で支給する「確定金額報酬」、半年度の業績等に応じて支給する「役員賞与」、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるための「株式報酬型ストックオプション」で構成しています。

監査役の報酬は、独立性を高め、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の一層の強化を図るため、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしています。

取締役の「確定金額報酬」および「役員賞与」は年額600百万円以内、「株式報酬型ストックオプション」は年額150百万円以内、監査役の報酬は

年額100百万円以内として、それぞれ株主総会で承認を得ており、その範囲内で、取締役の報酬は取締役会決議、監査役の報酬は監査役の協議により、決定しています。

なお、当行は、取締役・監査役の指名や報酬の決定プロセスの透明性を確保するため、社外取締役が委員の半数を占める「指名・報酬委員会」を設置しており、取締役・監査役の報酬体系については、同委員会の答申を踏まえて決定することとしております。

(4) 取締役、監査役については、優れた人格、見識及び豊富な経験をもって当行の企業価値向上と地域の発展に貢献する者を選任しています。取締役候補者は取締役会決議を経たのち、監査役候補者は監査役会の同意を得て取締役会決議を経たのち、それぞれ株主総会で選任されています。

なお、当行は、取締役・監査役の選解任についての決定プロセスの透明性を確保するため、社外取締役が委員の半数を占める「指名・報酬委員会」を設置しており、取締役・監査役の選解任については、同委員会の答申を踏まえて決定することとしております。

(5) 取締役・監査役の個々の選解任理由については、当該議案を付議する株主総会に対する「株主総会招集通知」に記載いたします。

[補充原則4-1-1]

取締役会は、取締役会規程および取締役会運用基準に従い、業務執行の基本方針等の重要事項の決定を行っています。また、常務会は、取締役会から権限委譲を受け、代表取締役、役付取締役が日常業務運営における重要事項について迅速に意思決定を行う体制としています。

[原則4-9]

会社法に定める社外取締役の要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立役員である社外取締役に選任しています。

[補充原則4-11-1]

取締役会は、当行の業務及び金融、財務、リスク管理、法令遵守等に関する多様な知見を備えた社内取締役に加え、独立した客観的な立場から経営陣・取締役に対する監督を行う独立社外取締役により構成し、取締役会全体として、知識・経験・能力の適切なバランスを確保しています。また、監査役には財務・会計・法務等に関する適切な知見を有している者を選任しています。

当行は2017年6月より女性社外取締役に選任し、取締役会の多様性の観点から、機能強化を図っております。

取締役会の機能を効果的・効率的に発揮するため、定款に定める20名以内で適切な人数の取締役に選任します。

[補充原則4-11-2]

取締役・監査役が当行グループ以外の役員等を兼任する場合は、必要最低限かつ合理的な範囲にとどめ、当行の取締役・監査役としての役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分確保しています。また、重要な兼任の状況については、毎年開示します。

[補充原則4-11-3]

当行は、取締役会全体の実効性に関し、取締役会の役割、運営状況などの事項について、毎年取締役および監査役の自己評価を基に分析・評価を行うこととしております。

本年度は、2018年4月に全ての取締役・監査役より、取締役会の役割や取締役会の運営等に関する評価および意見の提出を受け、その結果に基づき、2018年6月26日開催の取締役会にて検討を行い、取締役会全体としての実効性が確保されていると評価しました。

取締役会としては、引き続き、取締役会資料の更なる改善や、社外役員に対する情報提供の充実を課題として共有し、機能強化を図ってまいります。

[補充原則4-14-2]

取締役および監査役が、その役割・責任を適切に果たせるよう、外部講習等も含めて、必要な知識・情報の取得に向けた機会を提供しています。また、社外取締役および社外監査役については、当行の事業内容・財務等の必要な情報を取得できる機会の提供を、就任時に加え、就任後も継続的に行っています。

[原則5-1]

株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針は次の通りとします。

(1) 株主との建設的な対話を促進するため、経営企画部をIR担当部署とし、経営企画部担当役員がIR活動を統括します。

(2) 株主総会および広報・IR活動は経営企画部が所管し、株主との建設的な対話の充実をはかります。

(3) 株主との対話の手段を充実させるため、以下の取組みを行っています。

・当行ホームページ、ディスクロージャー誌などによる情報開示

・アナリスト・機関投資家向け決算説明会、個人投資家向け説明会の開催

・機関投資家等への個別訪問

(4) 株主との対話に際しては、インサイダー取引の未然防止を図るため未公開の重要情報を厳格に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	3,033,988	4.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,899,800	3.84
東京海上日動火災保険株式会社	2,678,687	3.54
明治安田生命保険相互会社	2,500,315	3.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,190,900	2.90
京セラ株式会社	1,596,059	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・オムロン株式会社口)	1,528,092	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,422,400	1.88
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1,383,600	1.83

住友生命保険相互会社	1,318,000	1.74
------------	-----------	------

支配株主（親会社を除く）の有無	----
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	----

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小石原 範和	その他								○	○	△	
小田切 純子	学者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

小石原 範和	○	当人とは通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。 当人が副知事を務めていた京都府との間で指定金融機関としての取引、預金・貸出金等の取引があり、寄付も行っていますが、その規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。 当人が理事長を務める京都府住宅供給公社とは、通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。また、当行公務・地域連携部長が監事として就任しております。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、長年にわたる行政の責任者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験と知見を活かし独立した立場からの助言や監督が期待できるため。
小田切 純子	○	当人とは通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、長年にわたる大学教授としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験と知見を活かし独立した立場からの助言や監督が期待できるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	同上	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

- (1) 当行では、取締役および監査役の指名、報酬に関する重要事項等の決定に際し、経営の透明性とプロセスの適正性を確保することを目的として、指名・報酬委員会を設置しております。
- (2) 指名・報酬委員会では次の事項について審議し、取締役会に答申します。
- ・取締役候補者および監査役候補者の指名等に関する事項
 - ・取締役および監査役の解任に関する事項
 - ・独立社外役員にかかる独立性判断基準に関する事項
 - ・取締役および監査役の報酬体系に関する事項
 - ・その他役員に関する重要な事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は取締役の職務執行を監査するとともに業務監査を実施しております。内部監査実施による問題点については、監査役に報告されるとともに、監査役は内部監査部門とは別にヒアリング等を実施し、問題点の抽出や実態把握を行っております。監査役監査の円滑な実施のため、監査役会事務局に専任者を配置するとともに、監査役から監査部に指示・命令し、その部員を監査業務のスタッフとして活用できる旨を内規に定め、重大な事故・不祥事が発生した場合には、監査部と監査役が連携して調査にあたることとしております。

また、決算監査報告会及び月例報告会等による監査役と会計監査人との面談を通じ、両者が連携をとりながら監査の向上に努めております。

か、内部統制部門をはじめとする本部各部から監査役へ報告すべき事項を定め、定期的に報告するとともに、重要な案件については随時報告する体制がとられております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 信昭	弁護士										○			
石橋 正紀	公認会計士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 信昭	○	当人とは通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。また、当人とは2015年3月まで顧問弁護士として顧問契約を締結していましたが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、弁護士として法務に精通しており、その経験および幅広い知見から当行の経営について客観的・中立的な監査が期待できるため。
石橋 正紀	○	当人とは通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、公認会計士・税理士として財務および会計に相当程度の知見を有し、その経験および幅広い知見から当行の経営について客観的・中立的な監査が期待できるため。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員（社外取締役および社外監査役）を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行では、経営改革の一環として役員報酬制度を見直し、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型ストックオプションを導入しております。これは、取締役の業績向上と企業価値増大への貢献をより強固なものとし株主重視の経営意識を高めるため発行するものであります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

取締役のほか、執行役員に関しても、取締役と同様の理由により同内容の制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、役割や責任に応じて月次で支給する「確定金額報酬」、単年度の業績等に応じて支給する「役員賞与」、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるための「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。
監査役の報酬は、独立性を高め、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の一層の強化を図るため、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしております。
取締役の「確定金額報酬」および「役員賞与」は年額600百万円以内、「株式報酬型ストックオプション」は年額150百万円以内、監査役の報酬は年額100百万円以内として、それぞれ株主総会でご承認いただいております。取締役の報酬等は取締役会決議、監査役の報酬は監査役の協議により、具体的な報酬額を決定しております。
なお、当行は、取締役・監査役の指名や報酬の決定プロセスの透明性を確保するため、社外取締役が委員の半数を占める「指名・報酬委員会」を設置しており、取締役・監査役の報酬体系については、同委員会の答申を踏まえて決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に際して、重要な議案については社外取締役、社外監査役に対し事前に説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会が、業務執行の基本方針・重要事項を決定し、取締役会から権限委譲を受けた常務会では、日常業務運営における重要事項の決定を行い意思決定のスピードアップと効率化をはかっております。これらの決定事項に基づき、代表取締役以下で業務執行を行うとともに、取締役を執行面で補助し、経営の執行力の強化を図るため執行役員制度を導入しております。業務執行状況の経営監視を行うために、取締役が相互に監視・監督を行うとともに、取締役会には監査役全員が、常務会には常任監査役がそれぞれ出席し、監視・監督機能を果たしております。取締役候補者の選定は、取締役会決議を経たのち、監査役候補者の選定は、監査役会の同意を得て取締役会決議を経たのち、それぞれ株主総会で選任され、その報酬についても株主総会で限度額の承認を得ております。
なお、当行は、取締役・監査役の選解任についての決定プロセスの透明性を確保するため、社外取締役が委員の半数を占める「指名・報酬委員会」を設置しており、取締役・監査役の選解任については、同委員会の答申を踏まえて決定することとしております。
また、当行は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行においては、従来より監査役制度を採用しており、監査役の員数の半数以上を一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役で占めております。また、取締役会には監査役全員が、常務会には常任監査役が出席し、意思決定のプロセスならびに業務執行状況の経営監視を行っております。さらに、監査役・監査役会による監査環境の整備・確立について行内の規程に明記し、経営監視機能の客観性および中立性の確保をはかっております。また、社外取締役2名を選任し、経営の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化をはかっております。これらの体制により、厳格な監査牽制機能が果たされております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文での提供を行っております。招集通知の発送前に東京証券取引所へ開示し、また当行ホームページへ掲載しております。
その他	招集通知を発送前に東京証券取引所へ開示し、また当行ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期に実施	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回東京にてアナリスト、機関投資家向けの会社説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト向け、個人投資家向け会社説明会資料および、決算短信等決算情報、ディスクロージャー誌等を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に担当者を設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・当行は「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを経営理念として掲げ、この経営理念のもと、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献することを基本的な使命としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・当行では、「環境方針」に基づき制定した中期計画である「第三次環境プラン(2017年度～2019年度)」のもと、電気・ガス・ガソリンの各使用量について2016年度を基準として毎年1%以上の削減を目指すとともに、「環境に配慮した店舗づくり」や「森林保全活動」など、環境保全活動に積極的に取り組んでおります。 ・また、金融教育、ボランティア活動への参加、地元スポーツチームのサポートなどの社会貢献活動を積極的に行い、地域のみなさまとのつながりを深めております。 ・当行の環境保全や社会貢献への取組みについては、ディスクロージャー誌に掲載し、ホームページでも公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	・法令に基づく情報開示のほか、当行の取組みに関する情報を、ホームページなどを通じて開示しております。

その他

【役員への女性の登用について】

取締役11名のうち1名(社外取締役)が女性です。

【女性の活躍推進に関する取り組みについて】

当行では、「女性キャリアサポートプロジェクト(2007年度～)」で両立支援制度を拡充し、「きららプログラム(2011年度～)」で女性の役席登用と職域の拡大を推進、「かがやきプログラム(2014年度～)」では育児休業からの早期職場復帰支援とさらなるキャリアアップの推進を行い、これまで積極的に女性の活躍を支援してまいりました。

2017年度からは、第6次中期経営計画における人材戦略として、女性活躍総合支援策「きらめきキャリアサポートプログラム」を実施しており、女性活躍推進の完全定着を目指して、「キャリアアップサポート」、「早期職場復帰サポート」、「仕事できらめきサポート」の3つの施策に積極的に取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針及び整備状況は以下のとおりであります。

1. 当行および当行子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つと位置付け、当行および当行子会社の役職員がその徹底をはかります。そのため
の遵守基準となる企業倫理・行動規範等を制定しております。
- (2)コンプライアンス推進体制として、当行本部にコンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各本店・各子会社にコンプラ
イアンス担当者を置き、指導・研修・点検・報告を徹底しております。また、不正行為を発見した場合の行内通報制度等を設けております。
- (3)当行は、毎年度、コンプライアンス・プログラムを作成し、コンプライアンスの計画的な推進をはかるとともに、定期的に進捗状況を取締役に報
告しております。
- (4)当行および当行子会社は、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」等の諸規程を制定しており
ます。
- (5)当行および当行子会社は、反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備しております。
- (6)当行の監査部は、取締役会直轄組織とし、各本店・各子会社のコンプライアンス状況を監査し、取締役会に報告しております。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当行の取締役会は「情報セキュリティポリシー」で情報の保存および管理の方法に関する事項を定め、情報文書等の保存・管理体制を整備してお
ります。

3. 当行および当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当行は「統合的リスク管理規程」により、以下の主要なリスクをはじめ、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、環境変化に適切
に対応できる内部管理体制を定めております。

1市場リスク、2流動性リスク、3信用リスク、4オペレーショナル・リスク（事務リスク、情報セキュリティリスク（情報リスク、システムリスク）、法務リス
ク、人的リスク、有形資産リスク）、5マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク、6評判リスク

(2)当行は、当行子会社に対しても、各社の事業内容や規模等に応じて、前項に準じたリスク管理を行っております。

(3)当行は、地震・火災等の災害発生や各種リスクの顕在化等の突発的な事象に対処していくため、「非常事態対策本部設置規程」を定めるととも
に、具体的な対応手順として「コンティンジェンシープラン」等を整備しております。また、当行子会社においても、当行に準じ、「コンティンジェンシー
プラン」等を整備することとしております。

4. 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当行は取締役会において役職員が共有する全行的な目標を定めた中期経営計画（期間2～3年）を策定し、それに基づき年度（半期見直し）を
期間とする業務運営方針、半期ごとの総合予算を定め、各取締役が各自の分掌ごとに業務遂行をはかる体制としております。また、当行子会社
においても、当行の中期経営計画を共有し、それを元に各社における業務遂行をはかることとしております。

(2)当行はこれらの進捗状況について、取締役会において半期ごとに計画の成果と課題を把握し、さらに四半期ごとに予算・決算の状況を管理す
ることにより、取締役の相互牽制、業務執行の監督を行っております。

(3)当行および当行子会社の具体的な業務の遂行にあたっては、行内規程等に定める職務権限等を遵守し、適正かつ迅速な職務執行を行うこと
としております。

5. 当行および当行子会社の財務報告の適正性を確保するための体制

当行は財務報告に係る内部統制について、「財務報告内部統制規程」で基本方針を定め、当行および当行子会社の財務報告の適正性を確保し
ております。

6. 当行および当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当行子会社の取締役の職務の遂行にかかる当 行への報告に関する体制

(1)当行子会社の経営に関して、基本事項については経営企画部、人事事項については人事総務部、日常業務の運営については各業務推進担
当部が管理する体制とし、内規においてその職務分担を明記しております。

(2)当行子会社の業務遂行については、業務推進担当部長等が各社の取締役となり、取締役会への出席、営業概況報告等を通じて状況の把握、
指導を行うほか、半期ごとに資産査定ならびに決算結果について当行の取締役会へ報告することとしております。

(3)当行の監査部は、当行および当行子会社の内部監査を実施し、また、当行の監査役は当行子会社の監査役を兼任しております。これにより、
当行および当行子会社の監査等を横断的に実施し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

7. 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役会事務局に監査役会、監査役の職務を補助する使用人として専属の担当者を置くこととしております。

8. 当行の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

監査役補助者は業務執行にかかる役職は兼務しないものとし、取締役の指揮・監督を受けない監査役直属の使用人としております。

9. 当行の取締役および使用人、ならびに当行子会社の取締役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするため の体制その他の監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するた めの体制

(1)当行の監査役に対し、常務会・ALM会議・コンプライアンス委員会・非常事態対策本部会議等の重要な会議への出席を求め、それらの会議を通
じて、当行および当行子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、業務執行状況として重要な事項、内部監査状況およびリスク管理に関す
る重要な事項、重大な法令・定款違反、行内通報制度等による通報状況、その他経営上重要な事項を報告しております。

(2)当行の監査役から業務および財産に関する報告を求められた場合は、当行および当行子会社の取締役および使用人は、これに応じることとし
ております。

(3)前項の報告をしたことを理由に当該報告者は不利益な取扱いを受けないこととしております。また、当行および当行子会社の行内通報制度等
において、通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定しております。

10. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係 る方針に関する事項

当行は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じることとしております。また、監査役が、必要に応じ弁護士等の外部専門家を活用する場合の費用についても同様としております。

11. その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当行の代表取締役を含め役付取締役は、当行の監査役会と定期的に会合をもち、当行の経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換するものとしております。

(2)当行の監査役が監査部へ指示、命令した業務の遂行については、監査部員は「監査役の指示・命令により処理する」ことを内規および職務権限規程に明記し、実効性を確保することとしております。

(3)当行の監査役は監査部と情報交換を定期的に行い、連携をはかることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行では、「反社会的勢力に対する基本方針」において、組織としての対応や取引を含めた一切の関係遮断等の基本方針を遵守することにより、業務の適切性及び健全性の確保に努めるとともに、内部統制システムの基本方針及び企業倫理においても、反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備することとしております。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

・反社会的勢力への対応に関わる管理部署等を定め、営業店やグループ会社からの相談受付、関係部への指示等を行い、グループ一体となった反社会的勢力との取引防止、遮断に向けた適切な対応を行っております。

・反社会的勢力との関係遮断に向け、管理規程ならびに対応マニュアルを制定するとともに、役職員へのコンプライアンス意識の浸透、知識の習得を図るため、教育・啓発を継続的に実施しております。

・平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、協力体制を整備しております。

・各種取引規定や融資取引の契約書等に暴力団排除条項を導入する等、反社会的勢力排除に向けた取組みを強化しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

(1) 決定事実および発生事実に関する情報開示体制

・当行においては、会社情報の公正かつ適時・適切な開示が行われるよう、適時開示が求められている決定事実および発生事実に関する情報について個別に所管部署を定めており、適時開示が必要な情報が発生した場合、情報取扱責任部署である経営企画部へ速やかに報告する体制を構築しております。

・報告を受けた経営企画部では、報告内容の事実確認を行うとともに、情報取扱責任者である経営企画部担当役員に報告し、適切に会社情報の適時開示を行っております。

(2) 決算に関する情報開示体制

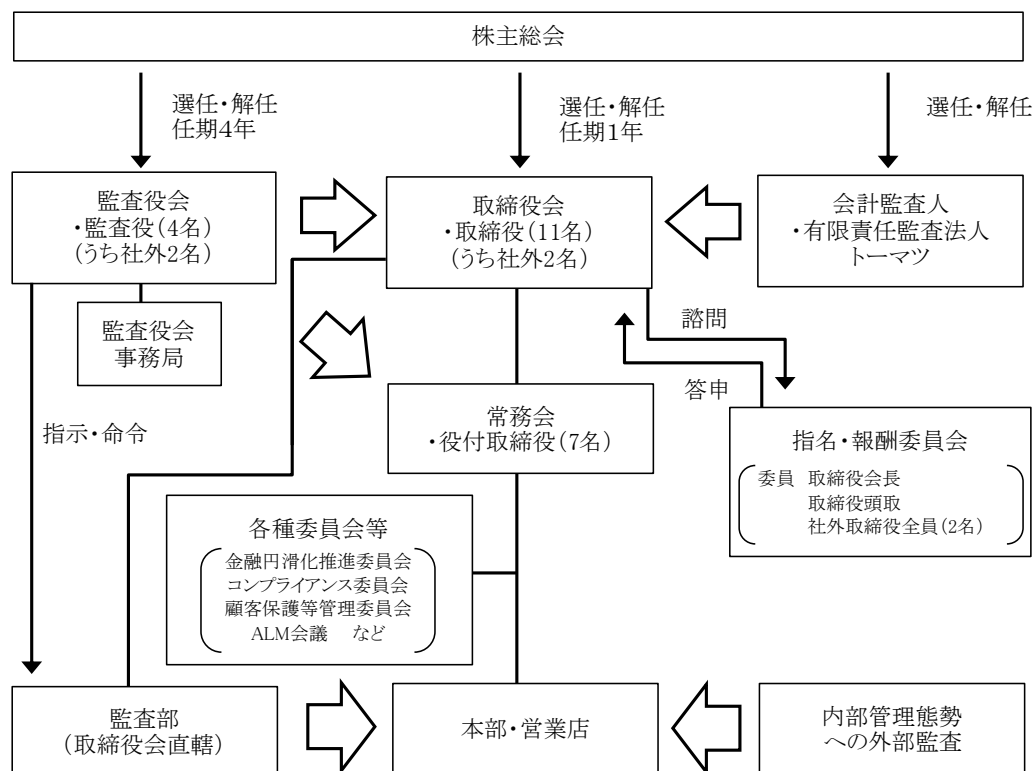
・当行の決算および連結決算に関する情報については、経営企画部において営業店、本部各部および子会社からの財務情報等の報告に基づき作成しております。

・決算および連結決算が確定した場合、取締役会における決算決定の決議後、ただちに開示しております。

・その他の決算に関する情報は、計数等が確定次第、速やかに開示しております。

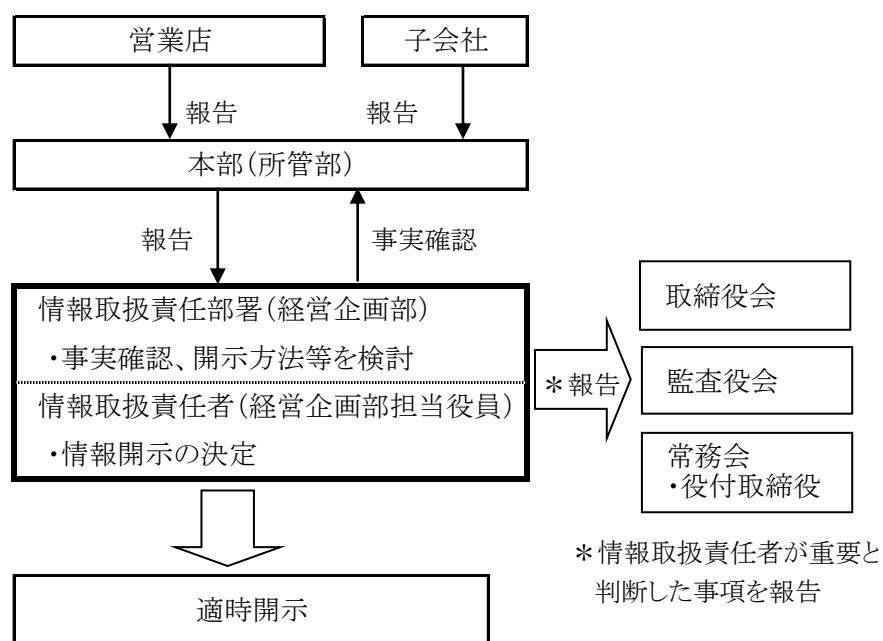
【参考資料: 模式図】

[当行のコーポレートガバナンス体制]



[適時開示に係る社内体制図]

○決定事実および発生事実に関する適時開示体制



○決算に関する情報開示体制

(営業店、本部各部および子会社は財務情報等を経営企画部へ報告)

